

基本利用料（令和 8 年度）

要介護者・要支援者の利用料金と主な加算

利用者負担について

介護保険適用時は、所定の単位数に 1 単位 10.00 円を乗じた額のうち、負担割合証に記載された 1 割・2 割・3 割をご負担いただきます。介護保険の給付範囲を超えるサービスは全額自己負担となります。

要介護者の基本利用料（訪問介護）

区分	1 回当たりの所要時間	基本利用料	1 割	2 割	3 割
身体介護	20 分未満	1,630 円	163 円	326 円	489 円
身体介護	20 分以上 30 分未満	2,440 円	244 円	488 円	732 円
身体介護	30 分以上 1 時間未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
身体介護	1 時間以上	5,670 円	567 円	1,134 円	1,701 円
身体介護	1 時間を超えて 30 分増すごとに加算	820 円	82 円	164 円	246 円
生活援助	20 分以上 45 分未満	1,790 円	179 円	358 円	537 円
生活援助	45 分以上	2,200 円	220 円	440 円	660 円

身体介護に引き続き生活援助を行った場合

区分	生活援助の時間	基本利用料	1 割	2 割	3 割
※1	20 分以上	650 円	65 円	130 円	195 円
※1	45 分以上	1,300 円	130 円	260 円	390 円
※1	70 分以上	1,950 円	195 円	390 円	585 円

※利用者の負担割合は、市区町村から交付される負担割合証でご確認ください。

※1 回当たりの所要時間は、実際の滞在時間ではなく、訪問介護計画に記載された標準の所要時間によります。

※利用者の同意を得て 2 人の訪問介護員で提供した場合は、基本利用料の 2 倍となります。

要支援者等の基本利用料（訪問型サービス）

要支援 1・要支援 2 および事業対象者は、亘理町の介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）の料金を適用します。

1 週当たりの標準回数を定める場合（月額）

利用区分	対象・利用の目安	単位・基本利用料	1 割	2 割	3 割
週 1 回程度	要支援 1・2、事業対象者	1,176 単位 11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円
週 2 回程度	要支援 1・2、事業対象者	2,349 単位 23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
週 2 回超	原則として要支援 2	3,727 単位 37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円

1 月当たりの利用回数を定める場合（1 回につき）

利用区分	内容	単位・基本利用料	1 割	2 割	3 割
標準型	標準的な内容の訪問型サービス	287 単位 2,870 円	287 円	574 円	861 円
生活援助	20 分以上 45 分未満	179 単位 1,790 円	179 円	358 円	537 円
生活援助	45 分以上	220 単位 2,200 円	220 円	440 円	660 円
短時間身体介護	短時間の身体介護が中心	163 単位 1,630 円	163 円	326 円	489 円

※料金はケアプランに定められた利用区分で算定します。週 2 回を超える程度の月額は、原則として要支援 2 の方が対象です。

※初回加算（200 単位）および介護職員等処遇改善加算Ⅱ（ロ）（所定単位数の 26.6％）等が、要件に応じて加算されます。

※亘理町の令和 8 年 6 月以降のサービスコード、1 単位 10.00 円に基づく金額です。端数処理により実際の請求額と差が生じる場合があります。

主な加算・実費負担

要件を満たす場合、基本利用料に次の料金が加算されます。

加算	要件	基本利用料	1 割	2 割	3 割
夜間・早朝加算	18 時～22 時、6 時～8 時	基本利用料の 25 %	同左	同左	同左
深夜加算	22 時～翌 6 時	基本利用料の 50 %	同左	同左	同左
緊急時訪問介護加算	要請を受け、緊急に身体介護を行った場合	1 回 1,000 円	100 円	200 円	300 円
初回加算	新規利用時にサ責が訪問または同行した場合	1 月 2,000 円	200 円	400 円	600 円
処遇改善加算Ⅱ (口)	基本利用料・各種加算の合計に対して加算	1 か月の利用合計に 26.6 %	同左	同左	同左

交通費

通常の事業の実施地域内
交通費は無料です。

通常の事業の実施地域外は、訪問に要する交通費の実費をご負担いただきます。自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から 1km 当たり 18 円（税込）を請求します。

キャンセル料（第 1 号訪問事業を除く）

ご連絡の時期	キャンセル料
サービス利用の 1 時間前まで	無料
サービス利用の 1 時間前までに連絡がなかった場合	1,000 円

利用者の容態急変や急な入院など、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。利用を中止する場合は、できるだけ早くご連絡ください。

その他の実費負担

サービス提供時に使用する費用
利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気などの費用は、利用者のご負担となります。

掲載内容：令和 8 年 8 月現在。制度改正や利用内容により料金が変更となる場合があります。